

# 未就学児を持つ保育士に対する 保育料の一部貸付制度のご案内

本事業は未就学児を持つ保育士に対し、お子様の保育料の一部を貸付ける事で  
保育人材を確保することを目的としています。

## ○貸付内容について

貸付期間：保育所に勤務する期間（勤務開始から1年限度）

貸付金額：未就学児の月額保育料の半額（27,000円上限）

保証人：1名必要

利子：無利子

## ○貸付条件と対象者

### 次の要件を満たしている方が対象です

#### ○県内の下記の施設や保育所等に勤務する方！

- ☆保育所 ☆預かり保育を常時実施している幼稚園
- ☆認定こども園に移行予定の幼稚園 ☆幼保連携型認定こども園
- ☆認定こども園 ☆家庭的保育事業 ☆小規模保育事業
- ☆事業所内保育事業 ☆病児保育事業 ☆一時預かり事業
- ☆企業主導型保育事業 等（※詳しくはHPをごらんください）

#### ○未就学児を持つ保育士の方！

保育所等に新たに勤務する。

または

産休・育休から復帰する。

（※いずれも週20時間以上勤務すること）



## ○返還免除について

**福島県内の保育所等で保育業務に2年以上従事した場合  
全額返還免除となります。**

※貸付要領・様式等、詳細については本会ホームページをご覧ください。か下記までお問い合わせください。

〈 ホームページアドレス：<http://www.fukushimakenshakyō.or.jp/> 〉

○問い合わせ先

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111

TEL：024-523-1256

